

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 11 月 28 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 〃 霧島公民館の項中「霧島市霧島田口148番地の 3」を「霧島市霧島田口500番地」に改める。

別表第 5 の 1 の表中

「

霧島市霧島公民館	大会議室	420円
	調理実習室	200円
	和室	140円
	会議室	140円

」を

「

霧島市霧島公民館	第 1 会議室	310円
	第 2 会議室	250円
	第 3 会議室	140円
	中会議室	420円
	大会議室	420円
	調理実習室	200円
	和室	250円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

霧島市霧島公民館の公民館機能を移転することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。